

令和4年度 農薬適正販売・使用研修会開催要領

1 目的

農薬の適正な使用や販売に関する知識、理解を一層深め、農薬による危被害を防止するために、農薬の販売者、使用者および農薬使用指導者を対象とした研修会を開催する。

本年度は、農薬の使用に伴い生じうる事故及び被害と発生時の対応について研修する。また、農薬の適正使用に向けた適用作物群の分類の他、農薬散布者の安全に向けた農薬マスクの正しい使い方について研修する。

2 主催

岩手県、全農岩手県本部、岩手県農薬卸商業協同組合、(一社)岩手県植物防疫協会

3 対象者

農薬販売者、農薬管理使用アドバイザー、農薬使用者(農業者、造園業者、防除業者等)、農協営農指導者、農業改良普及センター等

4 開催日時・会場

(1) 開催日時

令和4年10月12日(水) 13:30~15:30(開場13:00~)

(2) 会場

北上市文化交流センターさくらホール 中ホール

〒024-0084 岩手県北上市さくら通り二丁目1番1号 TEL:0197-61-3300

5 情勢報告

農薬をめぐる現状と危害防止対策

情報提供者:農林水産省東北農政局

農薬の使用については、植物防疫法改正による総合的防除の推進や、「みどりの食料システム戦略」が掲げる目標「化学農薬使用量50%低減」により、今後大きな変化が予想されています。本項では、これらの農薬使用を取り巻く現状について報告します。

また、農薬は農産物の安定生産、省力化に大きな役割を果たしていますが、誤った使用をしてしまうと、散布作業、農作物、環境それぞれの安全を脅かすことになります。農薬の使用に伴う事故及び被害の実例と、万が一これらが発生してしまった場合の対応方法について周知します。

6 研修内容

農薬の適用作物群と農薬使用者の安全確保

講師:シンジェンタジャパン株式会社 森島 靖雄 氏

農薬の適用作物は「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」(平成31年3月29日付)に基づき登録されていますが、農林水産省から新たな通知が出され、適用農作物の分類が更新されました。本研修では、農薬の使用基準違反防止に向けて、適用農作物の分類について研修します。

また、農薬取締法改正(令和2年4月1日施行)により、農薬使用者に対する安全性を一層向上させるため、「使用に際して講ずべき被害防止方法」の農薬容器への表示が義務付けられました。そのため、農薬散布作業者の安全に向けて、特に農薬マスクの正しい使い方について研修します。

7 参加費 無料

8 参加申し込み方法

別紙参加申込書により、9月30日（金）までに、FAX、郵送、E-mailのいずれかにより当所へ申し込むこと。

※新型コロナウイルス感染症対策に関連し、参加申込書の連絡先（電話）欄には、必ず連絡を取ることが可能な電話番号を記入すること。未記入で提出した場合、参加を認めない場合がある。

なお、感染者が発生した場合、連絡先を保健所等の公的機関に提供する場合がある。

9 申し込み・問い合わせ先

岩手県病害虫防除所 〒024-0003 北上市成田20-1（岩手県農業研究センター内）

担当：（農薬指導チーム）福田拓斗、斎藤真理子

TEL：0197-68-4427 FAX：0197-68-4316 E-mail：CE0001@pref.iwate.jp

10 その他

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため、以下に留意すること。

- （1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況によっては、開催を中止する場合や、開催方法を変更する場合がある。
- （2）発熱や咳が続く等の新型コロナウイルス感染症の可能性を疑われる症状がある場合または新型コロナウイルス感染症陽性の者との濃厚接触者である場合は、参加を控えること。
- （3）会場入口での検温、入退室時の手指消毒、会場内でのマスク着用を徹底すること。
- （4）「接触確認アプリ（COCOA）」や、岩手県新型コロナ対策パーソナルサポート「もしサポ岩手」を積極的に活用すること。
- （5）参加申込者が多い場合、人数調整を行う。